

沖縄県県土保全条例施行規則

昭和48年9月25日規則第73号
最終改正 令和5年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議申出)

第2条 条例第4条第1項の規定により開発行為の事前協議をしようとする事業主は、開発行為事前協議申出書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 開発計画の概要
- (2) 開発予定区域の位置、区域及び付近の状況を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地図
- (3) その他知事が必要と認める図書

(事前協議の勘案事項)

第2条の2 条例第4条第3項第1号の土地利用に関する計画は、次に掲げるものとする。

- (1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域整備計画
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく地域森林計画及び森林整備計画
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）及び沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）に基づく公園計画
- (5) その他土地利用に関する計画で、知事が適当と認めるもの

2 条例第4条第3項第2号で規定する自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこととは、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域内の既存樹林地の面積が原則として開発区域の面積の80パーセントを超えないこと。
- (2) 開発区域内の傾斜地（地形勾配が20度を超える傾斜地をいう。）の面積が原則として開発区域の面積の80パーセントを超えないこと。
- (3) 開発区域及びその周辺地域に存する植物群落等で文化財保護法（昭和25年法律第214号）、沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）及び市町村の文化財保護条例（以下「文化財保護法等」という。）の規定により天然記念物に指定されたものの生育を妨げないこと。
- (4) 開発区域及びその周辺地域に生存するノグチゲラ、ヤンバルクイナ、カンムリワシ、イリオモテヤマネコ等貴重な動物の生息を妨げないこと。
- (5) 開発区域及びその周辺地域に存する遺跡又は名勝地で文化財保護法等の規定により史跡又は名勝に指定されたものの保存を妨げないこと。

(事前協議に係る土地開発審査会に諮問すべき行為)

第2条の3 条例第4条第5項の規則で定める開発行為は、安全で良好な地域環境の確保に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとする。

(開発行為の許可申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により開発行為の許可を受けようとする事業主は、開発行為許可申請書（第2号様式）に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 開発区域の位置、区域及び付近の状況を明らかにした地図
- (2) 開発目的に係る施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 当該開発目的を達成するための資金計画書
- (4) 施設の管理計画書
- (5) 条例第5条の規定により関係市町村との間に開発協定を締結している場合には当該開発協定書の写し
- (6) 開発区域内にため池・水路等がある場合には、当該施設について権利を有する者の同意書
- (7) その他知事が必要と認める図書

(開発行為の処分に係る土地開発審査会に諮問すべき行為)

第3条の2 条例第6条第4項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 3万平方メートル以上の一団の土地について行われるもの
- (2) 安全で良好な地域環境の確保に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
(開発行為の許可に係る市町村の長の意見聴取)

第3条の3 知事は、条例第6条第1項による開発行為の許可については、当該許可の申請に係る開発区域を管轄する市町村の長の意見を求めるものとする。
(技術的細目)

第4条 条例第7条第2項の規定による技術的細目は、別表に定めるところによる。
(変更許可の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定により変更許可を受けようとする事業主は、開発行為変更許可申請書(第3号様式)に、第3条各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項のただし書きの規定による軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の実施に関し、通常必要と認められる軽易な変更
- (2) その他安全で良好な地域環境の確保に支障のない軽易な変更
(承継の届出等)

第5条の2 条例第9条の2第2項に規定する開発許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、地位承継届(第3号様式の2)を知事に提出しなければならない。

第5条の3 条例第9条の2第3項の規定により開発許可を受けた者の地位を承継しようとする者は、地位承継承認申請書(第3号様式の3)を知事に提出しなければならない。
(表示)

第5条の4 条例第9条の3の規定による表示は、第3号様式の4による。
(届出)

第6条 条例第10条に規定する届出は、同条第1号から第3号までに規定するものにあつては工事(着手・完了・時期変更・中止・再開)届(第4号様式)、同条第4号に規定するものにあつては工事施行者変更届(第5号様式)、同条第5号に規定するものにあつては工事廃止届(第6号様式)によるものとする。

2 前項の届出は、特にやむを得ない理由があると認められる場合を除き、条例第10条第1号の規定に該当する場合は当該事由が発生した日から1週間以内に、その他の場合は、当該事由の発生する日の1週間前までに、行わなければならない。

(検査済証)

第6条の2 条例第11条の規則で定める検査済証は、第7号様式によるものとする。
(身分証明書)

第7条 条例第15条第2項の規定による身分を示す証明書は、第8号様式によるものとする。
(手数料の納入方法)

第8条 条例第16条第1項による開発許可等の申請手数料は、沖縄県証紙を貼って納めなければならない。
(適用除外行為)

第9条 条例第18条第12号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる土地改良事業として行う開発行為(傾斜地におけるものを除く。)
- (2) 森林法第5条に規定する地域森林計画に基づく森林の経営、管理を行うために必要な開発行為(林道の開設を除く。)
- (3) その他農林漁業振興のため、法令に基づき行う開発行為又は国若しくは地方公共団体の助成を受けて行う開発行為のうち知事が適当と認めるもの
(適用除外団体)

第10条 条例第18条第13号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 西日本高速道路株式会社
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 沖縄県住宅供給公社

- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (6) 公益財団法人沖縄県農業振興公社
- (7) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で知事が適当と認めるもの（書類の経由）

第11条 条例及びこの規則により知事に提出する書類は、開発区域が沖縄県宮古事務所又は沖縄県八重山事務所の所管区域内に所在する場合にあっては、当該開発区域を所管する沖縄県宮古事務所長又は沖縄県八重山事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年11月22日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月13日規則第39号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に行なわれる申請又は許可について適用する。
- 2 この規則施行前になされた申請又は許可で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和51年8月5日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の4の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第22号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第3号様式の4の規定によりされている表示については、なお従前の例による。

附 則（平成3年11月29日規則第54号）

- 1 この規則は、平成3年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前になされた開発行為の許可申請に係る許可の基準については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する

第241条第2号の表沖縄県土地開発審査会の項中「第53号）」の次に「第4条第5項の規定に基づく同意又は不同意、」を加える。

附 則（平成11年3月30日規則第23号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日規則第28号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第10条第2号及び第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年5月8日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月12日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月16日規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年12月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規則第79号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の第5の2及び第1号様式の改正規定並び

に第2号様式の改正規定（「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分に限る。）は、令和5年5月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前になされた開発行為の許可申請に係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。